

<環境省同時発表>

横浜港におけるヒアリの確認について

令和6年5月16日（木）に横浜港の本牧ふ頭のコンテナヤードで発見されたアリについて、専門家による種の同定の結果、要緊急対処特定外来生物※であるヒアリと確認されました。横浜港での発見については、昨年9月以来の事例になります。

確認場所周辺においては、殺虫餌（ベイト剤）を設置しています。

引き続き、環境省等と協力してヒアリが確認された地点を中心に調査及び防除を実施していきます。なお、当該アリが確認された場所は、埠頭のコンテナヤード内であり、一般の方は立ち入ることができないエリアです。また、本件に関して人的被害の報告はありません。

※「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づき特定外来生物のうち、検査、防除等の拡散を防止するための措置を緊急に行う必要がある生物。

1 経緯

- 5/14 横浜港の本牧ふ頭のコンテナターミナルに、空コンテナの返却のため、搬入され、そのまま蔵置。
- 5/16 当該空コンテナをターミナル外に搬出する際のチェックのため、ターミナル入口（ゲート）にて空コンテナのドアを開けたところ多数のアリを発見。コンテナのドアを閉めたうえ、搬出を行わず、そのまま蔵置し、横浜市へ通報。
- 5/17 みどり環境局環境科学研究所、港湾局が現場確認し、環境省へ連絡。環境省が現地調査を行い専門家に同定を依頼。コンテナは目張りして殺虫処理を実施し、確認場所周辺に殺虫餌（ベイト剤）を設置。
- 5/20 当該アリについて、専門家がヒアリであることを確認。
- 5/22 横浜市から地元関係団体、関係事業者等に注意喚起。

2 今回確認されたアリについて

本牧ふ頭で確認されたアリは、ヒアリの働きアリ 1,000 個体以上、有翅女王アリ 20 個体以上です。

3 今後の対応

横浜市は、環境省が実施する調査及び防除について、引き続き協力して対応していきます。

4 事業者の皆様へ

(1) 注意点について

- ・ヒアリを刺激すると刺される場合があります。
- ・ヒアリと疑われるような個体や巣を見つけた際は、刺激（アリを踏もうとしたり、巣を壊したり等）せず、横浜市や環境省関東地方環境事務所へお伝えください。

(2) 刺されたときの対応について

- ・まずは安静（20～30分程度）にし、容体が急激に変化することがあれば、最寄りの病院を受診してください。
- ・受診の際は、「アリに刺されたこと」「ヒアリの毒に対してアレルギーを持つ人の場合、アナフィラキシーの可能性があること」を伝えてください。

(写真) 今回確認されたヒアリ (環境省 提供)



働きアリ (メッシュ幅は5mm)



有翅女王アリ (メッシュ幅は5mm)

(図) 今回ヒアリが発見された場所



出典「地理院地図」

お問合せ先

(ヒアリに関すること)	みどり環境局環境活動事業課長	森山 晴美	Tel 045-671-3830
(ヒアリの簡易判断に関すること)	みどり環境局環境科学研究所長	高須 豊	Tel 045-453-2550
(港湾施設における対応に関すること)	港湾局施設管理課長	箕輪 竜一	Tel 045-671-7221